平成２７年（フ）第１０９号
新潟県新発田市東新町１丁目11番13号
債務者　遠藤　政雄
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　一洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月30日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第５３２３号
大阪市東住吉区南田辺２丁目14番10号
債務者　植田　典昭
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　　治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９３６号
神戸市北区南五葉４丁目４番14―206号、従前の住所神戸市長田区林山町１番地の67　高取台ロイヤルマンション308号
債務者　作本　光浩
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重村　禎昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２０５１号
札幌市手稲区西宮の沢２条３丁目６番18―202号
債務者　岸上　信枝
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０６７号
札幌市白石区本通13丁目南４番11―705号
債務者　太田　瑞穂（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０７９号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目12番８号　ノール西宮の沢203号
債務者　佐藤ひろみ
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１００号
札幌市東区北12条東８丁目１番６―502号
債務者　佐渡　　武
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１０９号
札幌市豊平区福住２条７丁目３番２―401号
債務者　板澤　春美
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１１５号
札幌市西区発寒３条３丁目１番11号　昇栄ハイツ105号
債務者　廣田　博子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１１６号
札幌市手稲区稲穂２条６丁目14番12号
債務者　田中　真理
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１２４号
札幌市西区西町南９丁目１番５号　実コーポ202号
債務者　酒井　　勉
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１３１号
札幌市豊平区平岸３条８丁目２番15―403号
債務者　葛西　健二
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１４３号
札幌市豊平区西岡４条１丁目２番３―301号
債務者　山崎　ゆみ
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１５０号
札幌市清田区清田１条１丁目１番36号　リバージュタナカ406号
債務者　吉岡　裕子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１９号
群馬県前橋市朝日町３丁目33番12―102号
債務者　田中　久子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３２９号
群馬県伊勢崎市南千木町2681番地１　ルミナス羽黒台105
債務者　長谷川一義
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３３０号
群馬県前橋市三河町２丁目17番20―202号　マンション亀井
債務者　野村壱成こと　髙　　福逑
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３３１号
群馬県前橋市広瀬町２丁目32番地　ＨＦ―605号
債務者　湯浅　光恵（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係